

Press Release

問合せ

障がい福祉課（担当者：福岡 進太、宇野 直樹）

（内線）2-3570（直通）0565-34-6751

地震等の大規模災害に備えた ストーマ装具保管事業の開始について

豊田市は、病気や事故等で身体にストーマ（人工肛門や人工膀胱）を造設した方々の日常生活における不安を軽減するため、排せつ時等に必要な器具である「ストーマ装具※」を、大規模災害時に備えて市役所等で預かり、保管する事業を新たに開始します。

※ストーマ装具：ストーマ（人工肛門や人工膀胱）から排出された排せつ物や分泌物をためる装具（消耗品）で、腹部に粘着させる面板と袋で構成される。ストーマの形状や高さは個人差があることから、対応する装具の形状も個人によって異なる。

- 事業開始日
令和7年1月8日（水）
- 対象者
豊田市に在住、在勤又は在学し、ストーマ装具を使用している者
※約500人程度を想定
- 事業の流れ
 - ① 上記対象者が豊田市役所障がい福祉課、市内各支所又は出張所（計14か所）に申請書とストーマ装具等を持参
※申請書は上記場所のほか、市ホームページからもダウンロード可能
 - ② 市が申請者本人に保管証を交付。ストーマ装具等を預かり、最大1年間保管（更新可）
 - ③ 申請者本人が災害時などに保管証を保管場所の窓口に提示し、返却を受ける
- 保管できる物
 - ・ ストーマ装具（概ね10日分）と洗浄用具などの補助具
 - ・ 上記を保管するプラスチック製の頑丈な容器（30cm×40cm×5cm程度）
※容器の表面に使用者の氏名、住所及び電話番号を記載



<ストーマ装具のイメージ>

※写真はコロプラスト（株）製